

家庭教師についての契約書

家庭教師(甲)と、生徒の保護者(乙)は、家庭教師による学習指導に関して、以下のとおり契約する。

第1条(授業料)

甲は、乙の指定する生徒に対して、個人の人権を最大限に尊重し、誠実に学習指導を行うものとし、乙は甲に対し、本契約における授業料として、1時間当たり_____円を支払うものとする。

第2条(交通費)

乙は甲に対し、実費交通費として授業毎に、_____円を、別途支給するものとする。

第3条(授業の曜日・時間)

1. 授業は、以下の曜日・時間に行うものとする。

_____曜日 _____時 _____分～_____時 _____分、_____曜日 _____時 _____分～_____時 _____分

_____曜日 _____時 _____分～_____時 _____分、_____曜日 _____時 _____分～_____時 _____分

2. 夏休み春休み等の休業期間中の授業スケジュールについては、別途協議の上、決定するものとする。

3. 相手方の同意を得ずして、甲又は乙の都合による1項の授業の曜日や時間の変更は行うことはできない。

第4条(授業のキャンセル)

1. 甲又は乙が授業をキャンセルする場合、緊急 かつやむを得ない場合を除き、事前に相手方に必ず連絡するものとする。キャンセルとなった授業は、原則として他の日に振り替えるものとする。

2. 乙の一方的な都合によりキャンセルがなされた場合を除き、前項の振り替えが不可能な場合、甲は乙に対して当該授業料及び交通費を請求することはできない。

第5条(授業料の増減)

授業料の増減については、甲による学習指導の成果、経済事情その他諸般の事情を勘案の上、甲乙協議の上、決定するものとする。

第6条(禁止事項)

1. 甲は、無断欠勤及び無断遅刻をしてはならない。公共交通機関の遅延などの事由で万一遅刻する場合、甲は乙に事前に連絡して了解を得ることとする。又遅れた時間数については、乙の同意の上授業を延長するものとする。

2. 甲は、授業中は生徒の学習指導に専念するものとし、学習指導に関係のない活動(勧誘、私的教材の販売などの営利行為)を行ってはならない。

3. 甲の学習指導は、生徒の基本的な人権を尊重し、懇切丁寧にあたるものとする。各種ハラスメント行為(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、生徒を貶める罵詈雑言などの言動)は行ってはならない。

第7条(契約の終了)

1. 甲及び乙は、1ヵ月前に申し出ることにより、いつでも契約を終了させることができる。

2. 乙は、既に行われた授業の対価としての授業料とは別に1ヵ月分の授業料相当額を支払う場合には、直ちに契約を終了させることができる。ただし、以下の場合には、乙は1ヵ月分の授業料相当額を支払うことなく、直ちに契約を終了させることができる。

(1)本契約の締結から2ヵ月以内の場合

(2)甲が第6条の禁止事項を繰り返すなど、契約を直ちに終了させるにつき正当な理由がある場合

第8条(授業料の支払方法)

授業料の支払い方法は甲乙双方御協議の上、これを決定するものとする。

第9条(信義誠実義務)

1. 甲及び乙は、本契約を信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

2. 本契約書に定めのない事項については、関係法令および信義則に基づいて、甲乙協議の上、決定するものとする。

第10条(特約条項)

甲乙双方記名捺印の上、各1通本契約書を保有する。

_____年 _____月 _____日

甲(家庭教師) 住所 _____

電話 _____ 氏名 _____ 印

乙(生徒の保護者)住所 _____

電話 _____ 氏名 _____ 印